國學院大學学術情報リポジトリ

御体御トの成立と変遷に関する一考察

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 木村, 大樹 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001427

御体御卜の成立と変遷に関する一考察

木村大樹

論文要旨

御体御卜（おおみまのみうら（こたいのみうら））とは、向こう半年間のうちに起こるであろう様々な祟りを予見し、これに対処することで、祟りを未然に防ぐための神祇官の年中行事であった。その成立時期は従来『古語拾遺』記載の孝徳天皇白雉四年（六五三）とされてきたが、その実態は不明確である。

そこで本論では白雉四年に開始された「夏冬二季御卜」が臨時的・事後的なものであった可能性を挙げた。また孝徳天皇以降の数代の天皇と神祟りの関係を例示し、天武天皇が朱鳥元年（六八六）に神の祟りにより崩御した一大事を最大の要因として、持統朝頃に祟りを予め察知するための恒例の御体御卜が開始されたと考察した。

御体御卜は本来、天皇個人への祟りを予見するためのものであったが、『新撰亀相記』などを見ると、やがて天皇を中心とする国家全体を対象とした規模の大きなものに拡大した可能性がある。これがその後卜部の地位と関連してどのように変遷していったのかについて概観した。

はじめに

本論文は古代・中世において神祇官を中心として行われた年中行事である御体御卜について、先行研究の論点を整理することで改めてその成立時期について検討し、またその後の変遷についての考察を試みるものである。

御体御卜とは神祇官において中臣や宮主、卜部を中心として、毎年六月と十二月の上旬に天皇に関する卜いを行った年中行事である。

その全体的な流れについては『延喜式』に、

即中臣官二人、宮主一人、卜部八人、並給二明衣一〈中臣細布、宮主已下調布、〉始レ自二朔日一、十日以前、卜訖奏聞、（『延喜四時祭式上』卜御体条）

凡御体卜者、神祇官中臣率二卜部等一、六月、十二月一日始斎卜之、九日卜竟、十日奏之、（『延喜太政官式』御体卜条）

とあるように、両月の一日から九日にかけて卜部による亀卜が行われ、その結果が翌十日に天皇に奏上されるというものであった。また十日に実際に奏上されたと思われる『朝野群載』巻六所収の奏文（第三章に一部を掲載）などを見ても明らかなように、その卜いは向こう半年間のうちに起こるであろう祟りを予見するというものであった。このことから御体御卜とは、一年を半分に分けたそれぞれの最終月である六月と十二月に、これから訪れる向こう半年間、即ち不確実な未来の事象を対象として行われるものと理解されてきたと考えられる。

このような御体御卜の成立時期については、安江和宣氏によって『古語拾遺』孝徳天皇白雉四年（六五三）説が提唱されて以来、これについて十分な議論が為されないまま通説のように理解されてきたように思われる。[1] しかし御体御卜研究の出発点とも言える安江氏の論考にも若干の問題点を指摘することができる。そこで本論は安江氏の説を土台としてその他の先行研究の論点を整理し、問題点を提示することで、今後の発展的な御体御卜成立論の再出発点とする。またその後の変遷についても年代順に概観し、本儀がどのように行われていたのか確認することとしたい。

一、御体御卜の文書処理について

御体御卜の成立時期の検討を行う前に、まずは天皇への奏上が行われる十日以降の流れを、主に神祇官と太政官の間で取り交わされた文書処理上の手続きから把握しておきたい。十日の奏上から始まり、最終的に祟りの原因となる各所へ祓使が発遣されるまでに交わされる文書のうち、現存の実例が散見できるものは以下の通りである。[2]

（Ⅰ）神祇官奏文：十日に天皇に奏上される御卜の結果をしたためた文書。
（Ⅱ）神祇官解文：神祇官から太政官へ上申される御卜結果の報告文書。
（Ⅲ）太政官符：（Ⅱ）を受けて、太政官が神祇官に対応措置を指令する外印官符。
（Ⅳ）御体御卜使差文：神祇官が祓使を各所に発遣することを太政官へ報告する文書。
（Ⅴ）太政官符：（Ⅳ）を受けて、太政官が副状的に神宮や諸国に発給する内印官符。

まず（Ⅰ）としては『朝野群載』巻第六に承暦四年（一〇八〇）六月十日付と康和五年（一一〇三）六月十日付のものが「神祇官御体御卜奏」として所収されている。その内容は「神祇官謹奏」から始まって卜問した内容とその結果としての亀卜の火数の内訳を示し、これにより求められる伊勢神宮関連の祟りと諸国神社の祟り、及びそれ以外の主体による祟りを列挙し、それらの対処としての各種祓や祭祀をそれぞれ挙げて、それを確かに実践することで御在所の平安が保たれることを「謹以申聞奏」ものである。その内容については第三章で考察することとするが、この奏上に対して天皇が「依レ奏行之」との勅許を下すことで、神祇官の発案する諸処置は正当性を付与されるのであった。

次に奏上と同日中に神祇官から太政官に対して提出されたと思われるのが（Ⅱ）の解文であり、『続左丞抄』巻二に「神祇官解申可レ行二御卜一祟事」として応永十六年（一四〇九）十二月十日付のものが所収され、また『宮主秘事口伝』にもその書様が残されている。これは末文に「以前依レ例供奉御体御卜、所レ祟　奏聞既訖、仍録二祟状一、謹解、」とある通り、天皇への奏上が完了した後に改めて太政官に同内容を上申するものであった。

これに対して太政官から（Ⅲ）の官符が下される。『類聚符宣抄』巻第一に天暦六年（九五二）十二月十日付のものが「応レ行二御卜一祟参箇条事」として所収されているこの太政官符は、まず御卜の結果を箇条書きにして掲げ、以上の内容が神祇官より同日に提出されたことを示した上で末文に「官宜二承知依レ件行レ之、符到奉行、」と奏上通りの対応処置を行うよう指令している。(3)

これを受けて神祇官は実際に神宮や諸国の神祟りの原因となる各所を祓う使者を発遣するために（Ⅳ）の差文を作成する。『朝野群載』巻第六に「差二進御体御卜使一事」として長治二年（一一〇五）十二月二十二日付のものが所収されており、太神宮御領の過穢に対

して上祓を修すために大中臣朝臣と卜部宿祢らを派遣することが上申されている。本差文は伊勢神宮関連の祓使のことのみ記しているが、『神祇官年中行事』六月御体御卜条は他に五畿七道への祓の差文があったことを記しており、『宮主秘事口伝』には五畿七道の祓使差文の書様も併せて残されている。また『宮主秘事口伝』は（Ⅳ）についても奏上と同日に（Ⅰ）（Ⅱ）に相当する文書と共に持参するとしており、また長治二年のものも一見すると二十二日付で奏上から幾分日数を経て作成されたようにも思われるが、実はこの年の十二月の御体御卜奏上は穢れにより二十二日に追行されていたため奏上と同日中に作成されたことになる。しかし次の（Ⅴ）の応和二年八月二十二日付太政官符によると応和二年の六月の差文は八月十日に提出されており、（Ⅳ）が本来いつ提出されるべきものであったかは現存の史料からは定かではない。

そして太政官が最終的な処置の実行として、祓使の修する祓を受けさせるために大神宮司並びに諸国に下すのが（Ⅴ）の官符である。これは『類聚符宣抄』巻第一に応和二年八月二十二日付のものが「応レ科レ祓大神宮御厨案主神戸預等事」として残されており、御卜の結果とその祟りの原因となる人々、そしてこれを祓う使者の名を挙げ、これまでに神祇官と太政官との間で交わされた諸文書を引用する形で、最後に「国宜二承知依一件行レ之、符到奉行、」と結んでいる。（Ⅳ）が解文の体裁を取ったのは、神祇官の文書だけでは祓使を発遣するのに不十分であることから、太政官が諸国に祓を受けることを命じた内印官符と祓使が諸国に出向く際に使用する駅鈴を申請するためであったと考えられる。

以上のように、御体御卜はその結果を天皇に奏上してから、天皇の玉体に祟りを起こす主体に対して祓使を発遣するなど実際に何らかの対処を行うまでに、神祇官と太政官の間で複数の報告・命令という確認作業を経ていることがわかった。ここでこれらの文書の内容から導き出される御体御卜の性格を抽出してみると、冒頭でも述べたように、御体御卜とは天皇の玉体の平安について、一年に二度周期的にこれを予見し、奏上、対処するというものであった。それは一年の中でも特に祭祀や行事のひしめく六月・十二月に行われ、卜占によって向こう半年間のうちに起こるとされた祟りは両月の十日に天皇に奏上されたのであった。この予見性と周期性は重要な性格であり、御体御卜の原則であるといえるだろう。ではこのような原則に則って御体御卜を捉えた場合、その成立についてどのような考察が成り立つだろうか。次章で確認していきたい。

二、成立時期の検討

1　安江説の再検討

御体御卜はいつ頃成立したのだろうか。ここでは先行研究の成果を振り返り、その論点を再確認し整理していく形で御体御卜の成立時期について検討していきたい。とはいえ、御体御卜の成立期に関する近年の考察は、その多くが安江氏の論考を出発点とするものであるように思われる。そのため本節でも主に安江氏の論考に沿って検討を行うこととしたい。

はじめに御体御卜が国史上に散見する例を見ていくこととするが、その例は『三代実録』に数例見られるのみであるため、以下にその全例を示す。

・天安二年（八五八）十二月十日「神祇官所レ奏御体御卜、大臣奏レ之、」

・元慶五年（八八一）十二月十日「神祇官奏二御体卜一事、例也、」

・元慶六年（八八二）十二月十日「是日、神祇官奏二御体卜一、天皇不レ御二紫宸殿一、大臣付二内侍一奏、」

・元慶八年（八八四）十二月十日「天皇御二紫宸殿一、神祇官大副従五位下大中臣朝臣有本昇レ殿、読二御体御卜一、左大臣正二位源朝臣融行レ事、其事具注二別式一、承和以後、此儀停絶、是日、尋二旧式一行レ之、」

・仁和二年（八八六）十二月十日「神祇官奏二御体卜一、天皇不レ御二紫宸殿一、中納言従三位藤原朝臣山陰執奏、」

国史上での御体御卜の例は以上のように天安二年の例を初見として『三代実録』に僅かに見られるのみであり、そのどれもが十日の奏上の儀式についてのみの記述である。しかし国史に僅かに見られるのみであるからといって、実際に僅かにしか行われていなかったわけではないだろう。国史の性格上恒例で行われる行事については特筆すべき事項がない限り記載を省略するものであったため、御体御卜の祭儀自体はその様式に変遷がありながらも基本的には行われ続けていたと考える。

安江氏は国史上の初見である天安二年より早い記録として、まず『本朝月令』所引の『弘仁式』逸文を挙げ、さらに前の記録として、

『日本紀略』所引の『日本後紀』逸文延暦十一年（七九二）六月十日条を挙げている。それによると、

皇太子久病、卜之崇道天皇為レ祟、遣二諸陵頭調使王等於淡路国一、奉レ謝二其霊一、

とあり、皇太子（後の平城天皇）の病気がトいにより崇道天皇（早良親王）の祟りによるものとわかったため、淡路国の親王墓に鎮謝したことがわかる。安江氏はこのときのトいが六月十日に行われたことから「御体御卜は、六月の場合も、十二月の場合も、その月の十日に行われているのである」として、これが東宮のために行われた御体御卜であったとしているが、果たしてそうだろうか。先述した通り、少なくとも『延喜式』で確認できる段階で十日に行われるのは御体御卜の奏上部分であり、実際のトいは九日に終了しているはずである。またこの場合は皇太子が既に病気に罹っていて、その原因について事後的にトいを行ったものであり、向こう半年間のうちに起こるであろう祟りを未然にトいで予見し対処するという第一章で理解した御体御卜の原則には適っていない。そのためこの記事を御体御卜の例であると断言するには、聊か注意が必要であると考えられるのである。

『日本後紀』延暦十一年の記事は「御体御卜」との直接の記載がないことが、何よりその本質をわかりにくくしているわけであるが、これまでの先行研究において「御体御卜」と記した最も確実な初見とされているのが、宝亀三年（七七二）正月十三日付の太政官符である。この太政官符は他の二通の宝亀年間の官符と併せて長く吉田家に保管されていたものを、弥永貞三氏が所蔵者の許可のもと学界に紹介したものである。[4] 以下に全文を示す。

太政官符神祇官

合神弐処

「□、」双栗神　在山背国久世郡

充奉田壱段

「□、」乙訓神　在同国乙訓郡

充奉神戸壱烟并幣帛

右得官解偁、供奉　御体御卜之日□」

崇奏上、奉　勅依奏、仍注事状申送□」

官宜承知、依　勅施行、符到奉行、

従四位下行左中弁兼中務大輔大伴宿禰「家持」　左少史正七位上土師宿禰「拖取」

宝亀三年正月十三日

弥永氏はこれを「奈良時代末期にも御体御卜奏が行われていた唯一の確実な史料」としており、それは現在もなお塗り替えられていない。その内容は前年宝亀二年十二月に行われた御体御卜のことを指すものと思われ、御卜により祟りを引き起こすとされた双栗神と乙訓神の二神にそれぞれ神田と神戸及び幣帛を奉るということを天皇に奏上したという旨の神祇官の解文に対して、勅に従いそのように実施せよとの太政官からの命令を下す官符である（文書としての形態は第一章の（Ⅲ）と同様と思われるが、これについては後述する）。これについて安江氏は宝亀二年当時から御体御卜が行われていたのならば、先述の延暦十一年の卜占も東宮の御体御卜と理解して間違いないとするが、それは論理の飛躍であり、その実態に疑問が残っていることに変わりはない。

続いて安江氏はさらに遡ってその成立時期を探っている。『日本書紀』天武天皇朱鳥元年（六八六）六月十日条に、

卜二天皇病一崇二草薙剣一、即日、送二置于尾張国熱田社一、

とある。天武天皇の病の原因を卜ったところ、草薙剣の祟りであると判明したために、その日のうちに尾張国熱田神宮に送ったという記事である。この草薙剣は天智天皇七年（六六八）に僧道行に盗まれようとしたため宮中に一時的に置かれていたが、その神威にあてられてか天武天皇が病に臥せてしまったため、祟りを恐れて熱田神宮に送り返したのであった。これについて安江氏は「延暦十一年の場合を御体御卜であると解釈するならば、『日本書紀』の朱鳥元年の場合も同様に、御体御卜であったと考えられはしないか」としたが、再三述べるように延暦十一年の卜占自体、御体御卜であったかが疑わしい上に、この朱鳥元年の場合も同様に奏上の日のはずである十日になって事後的な卜占が行われているため、やはり後の御体御卜の原則からは外れてしまうのである。一方で、このことについて岡田荘司氏は「あるいは、天武天皇への草薙剣の祟りとその死をきっかけに、恒例の年中行事として六月・十二月御体御卜が開始されたと考えることは可能」[5]としていて非常に興味深く、これについては本章第二節で考察することとする。

そして安江氏が最終的に御体御卜についての初見記事として挙げたのが『古語拾遺』の孝徳天皇白雉四年（六五三）の記事である。『古語拾遺』の当該記述については東野治之氏の考察があり、尊経閣文庫本『本朝月令』所引の逸文が、他の諸本より古態を示すものであるという。これによると、

古語拾遺云、至于難波長柄豊前朝白鳳四年、以小花下諱部首作斯、拝祠官頭、令掌叙王族、宮内礼儀、婚姻、卜筮、夏冬二季御卜之式、始起此時、

とあり、白雉四年が「白鳳四年」と表記されていて、この年「諱部首作斯」が「祠官頭」となって「夏冬二季御卜之式」を初めて行ったとある。[6] これについて西本昌弘氏は東野氏が孝徳朝に祠官頭という後の神祇伯にあたる官職が確かに存在したことを認めたことを傍証に、『古語拾遺』の史料性の問題は懸念しながらも「祠官頭の記事が信じられるとすると、その直後に書かれた「夏冬二季御卜之式、始起此時」という記事も、何らかの古い記事にもとづくものである可能性は高い」として安江氏の説を補強した。[7] また考古学的には神澤勇一氏の卜骨・卜甲の分析により、亀卜技法と卜骨第Ⅴ形式（＝卜骨・卜甲に対して切削による整形と長方形の鑽（片面）を施し、その内面に焼灼を加える形式）が古墳時代後期の六世紀後半には日本に伝来していたことが明らかにされている。[8] また笹生衛氏の指摘によれば、これは『日本書紀』の記述とも対応していて、「六世紀前半の継体朝に易経を講ずる五経博士が百済から来日」しており「六世紀前半の欽明朝には百済の易博士が定期的に大和王権内に上番し、新たに卜書が将来されていた」という。[9] つまり『古語拾遺』の示す白雉（白鳳）四年の「夏冬二季御卜」は、それが御体御卜であるか否かは定かでないにせよ、考古学的にみるとその技術面からは十分に可能であったと考えられるのである。

さらに小倉慈司氏は近年、このような御体御卜白雉四年成立説を律令制度史の面から補強された。[10] これによると「御体御卜の祭儀は、天皇（大王）が評制を施行し全国を直接支配下に置いたことによって、各地に鎮座する神々を祭り、祟りを避ける必要から生まれたものであった」という。つまり天皇が全国を一律に治めるということは、同時にその国土に鎮座する神々を祭る責務を負うということであり、これによって天皇は神々の祟りを一手に引き受けることになるのであった。そのため天皇に向けられた祟りを取りこぼしなく確実に把握し対処する必要性が生じたのである。これは逆に考えることも出来、小倉氏の指摘するように亀卜という卜占方法が、ある事

柄に対して合うか否かということを判断するものである以上、その背後には後の神名帳につながるような神々の名簿の存在が必須であり、その前提として国土を「評」で把握し統治するという制度施行の実態があったのである。

小倉氏の説は御体御卜の成立論を進展させるものであり、『古語拾遺』に示された白雉四年の「夏冬二季御卜」が、必ずしも直接的に「御体御卜」そのものを指すものではなかったとしても、何らかの関わりを有する、もしくは前身であった可能性は高いと思われる。

2　神の祟りと天皇

ここで先述した安江氏の「天武天皇朱鳥元年の記述＝御体御卜」説に対する岡田氏の見解を改めて検証したい。朱鳥元年六月十日に行われた卜いは事後的なものであったため、後の御体御卜の形式とは合致しないことは既に述べたが、これについて岡田氏は天武天皇に対する草薙剣の祟りと崩御をきっかけとして御体御卜が恒例行事となったのではないかと考察された。だとするならば、白雉四年の「夏冬二季御卜」はその周期性は想定できるにしても未だ臨時的もしくは事後的なものであった可能性も考えられる。たしかに東野氏は「孝徳朝の官制は、たてまえとして官僚制的な性格をうちだしたものではあるが、ただちに後の律令官制に結びつくものではない」「時を経ずして斉明朝頃には廃されてしまった」[11]とし、岡田氏もこれを受けて「祠官頭」とは「孝徳朝の一時期における天皇直轄になる特別の権限をもった職掌」[12]であったとする。このことからこのとき始められた「夏冬二季御卜」もまた同様に臨時的なものであった可能性が考えられるのである。これが天武天皇の崩御をきっかけに恒例行事化することとなったと理解し得る背景には、孝徳天皇から天武天皇までの数代の天皇の崩御と神の祟りとに何らかの因果関係があった可能性があることが想定される。

天皇の崩御と祟りの関係と言えば、まず思い起こされるのが仲哀天皇である。仲哀天皇八年九月、熊襲征伐を計画していた天皇に対して神が託宣を下すが、天皇はこれを疑って信じず、翌九年二月に崩御してしまう。『日本書紀』はこれについて「不」用神言」、而早崩」とし、天皇が神の教えに従わなかったことによるものと理解しているのである。仲哀天皇の例は伝承的なものであるにしても、記紀編纂時に神の祟りによって天皇の生命が脅かされることがあるとの理解があったことは疑いない。

孝徳天皇から天武天皇までの四代のうち、神の祟り・怒りを受けたとの明確な記述があるのは斉明・天武の両天皇である。斉明天皇

の場合、斉明天皇七年（六六一）五月、筑前国に朝倉宮を造営するにあたり、その用材として朝倉社の神木を伐採したため、神の怒りを受けて殿舎が壊れ、また宮中に鬼火が出現するという怪異があった。天皇はその間もなく同年七月二十四日に崩御しているのである。また天武天皇の場合は、先述の通り朱鳥元年（六八六）五月二十四日に病に罹り、六月十日にこれを卜ったところ、天智天皇七年（六六八）に盗難未遂に遭って以来、宮中に置かれていた草薙剣の祟りということが判明した。その後、天皇の病気平癒のため様々な対策が講じられるが、その甲斐なく同年九月九日に天皇は崩御してしまう。両天皇とも仲哀天皇のような祟りによる崩御との直接的な記述はないにしても、その前後関係からしても神の祟りが天皇に及んだ結果の崩御であると理解してよいだろう。

一方、孝徳天皇は『日本書紀』の即位前紀に「尊二仏法一、軽二神道一、〈斬二生国魂社樹一之類、是也、〉」とあるように、神道を軽んじて生国魂社の神木を伐採したとされる。これは斉明天皇と同様に難波宮造営のためであったと考えられており[13]、想像をたくましくすれば孝徳天皇も斉明天皇のように何らかの祟りを受けた可能性もある。また天智天皇の場合、天智天皇十年十二月三日に崩御する直前の十一月二十四日に大蔵省にて火災が発生している。古代において火災は最も恐るべきものとされており、これも想像をたくましくすれば、神の祟りと認識されて、天智天皇に及んだと理解された可能性も考えられるのではないだろうか。

以上のように、孝徳・天智天皇の例は類推であるにしても、斉明・天武天皇の例を考えるならば、これに続く持統天皇にとってはその夫・父・祖母らが立て続けに神の祟りを受けて崩御したということになる。持統天皇がこれを畏れ、神祟りを予見して対処するために御体御卜を恒例行事として制度化したということは十分に考えられるのではないだろうか。孝徳天皇の時代に評制の確立によって天皇が全国の神々から祟られることとなったことから、祟りを定期的に把握するために後の御体御卜につながる「夏冬二季御卜」が開始され、その後数代の天皇と神祟りの関係の反省から、事前に祟りを予見する御体御卜が定められたものと思われる。

三、御体御卜の対象と内容

御体御卜の淵源が孝徳朝の「夏冬二季御卜」に認められるとして、その後の御体御卜の変遷の流れを考察する前に、本章では御体御

トが何を対象としてトわれたのかについて確認することとする。そこで先述の『朝野群載』所収の承暦四年六月十日付の奏文を精読し、その内容を『新撰亀相記』や『宮主秘事口伝』の記述と比較・検討してみたい。以下に奏文の前文を示す（文中の斜線や傍線及び番号は便宜上筆者が付した）。

神祇官謹奏

天皇我御体御卜尓、率二卜部等一天、太兆尓卜供奉留状奏、③親王諸王諸臣百官人等、⑤四方国乃賓客之政、④風吹雨零旱事聞食テ、抑放置天問給部良久、①自二来七月一至二于十二月一、御在所平気久御坐夜止、供奉須留御卜火数、

この奏文前文と『新撰亀相記』『宮主秘事口伝』に示された五本の平兆竹の内容とを比較する。平兆竹の文言は調製段階で宮主によって記されたものであるが、その内容は以下の通りである（途中の斜線は刻み目を表す）。

① 天皇自二来七月一至二于　／　十二月一平安御坐哉　／　一[14]

② 神祇官仕奉諸祭　／　者無二落一漏供奉莫レ崇　／　二

③ 供奉親王諸臣百　／　官人等事聞食者莫レ崇　／　三

④ 風吹雨降旱事　／　聞食者莫レ崇　／　四

⑤ 諸蕃賓客入朝　／　聞食者莫レ崇　／　五

これらの平兆竹はそれぞれ奏文前文の傍線部と対応するものと考えられるが、一本一本をよく見てみると、これらは「天皇の平安」「神祇官の諸祭の奉仕」「親王諸王諸臣百官の供奉」「風雨旱の事」「諸蕃賓客の入朝」という五つの項目について単に記したものではなく、その表現自体に若干の違いが見られることがわかる。まずは①のみ「～哉」と疑問形で結ぶのに対して、その他の四本は「～莫レ崇」と否定形で結んでいること。次に③④⑤には「聞食者」との文言が入っているのに対して、①②にはそれがないことである。

これを奏文に落とし込んで理解を試みよう。③④⑤に相当する部分は奏文では「聞食テ」でひとまとめにされており、これを「抑放置天」としている。これについては国史大系本が「抑放置」とするのに対して『宮主秘事口伝』の「奏書書様」の同様の箇所は「折放置」と表記しているのであるが、一日から九日までの間に行われた卜占の際に中臣が平兆竹を折るという作法があったことに即して考える

ならば、前者は誤表記であった可能性もある。つまり③④⑤の内容については平兆竹が折られたままで放置され、この後に「問給部良久」という文言と①が続くことからもわかるように、この承暦年間の御体御卜で実際に卜われたのは①の天皇の平安についてのみであって、③④⑤については卜われなかったと考えるのである。というよりも③④⑤が残り二本の記述と異なり「聞こし食せば祟り莫し」と結ばれていることからわかるように、天皇が日頃から臣下や天候、そして外交などについて確かに聞き入れ把握し、これを治めていれば、これらに関する祟りは起こらないと考えられるようになっていたのではないだろうか。そのためそれが（現実はどうであるにせよ）確かに「聞こし食」されて治められているから、③④⑤の平兆竹は卜占の舞台に上がることなく折られたままで放置され、①のみが実際に卜われたと考えられるのである。『宮主秘事口伝』の記述をみると、①の卜問により向こう半年間に天皇に祟りを為すものがあるとわかれば、そこから次々と展開して祟りの具体的な主体とその原因となった責任者などを究明していったことがわかる。

では②③④⑤までの四本の平兆竹が存在する理由は何だったのであろうか。これについて井上亘氏はこれら四本の内容についても、本来は「下位の推問の選択肢があって、卜兆の合不合により、あらゆる祟りを特定していったのであろう」とし、「御体御卜はもともと天皇の身体をめぐる世界全体を対象とした、スケールの大きなうらないであった」とした[15]。また小坂眞二氏も同様に四本の平兆竹について「当初から卜申の対象とはなっていなかった可能性と、いずれかの時点で卜申されなくなった可能性とがある」としている。しかし小坂氏のいう前者のように当初からそれが卜われていなかったとしても、平兆竹に前述のような文言が記されていたという事実がある以上、御体御卜は天皇の玉体の平安を単なる定期健診のように卜うためのものなどではなく、より大きく国家全体に接続する媒介としての天皇の姿を、少なくとも理念としては持っていたためと考えられないだろうか。

ここで平兆竹と同じく準備された一本の「丸兆竹」と呼ばれる道具に注目したい。平兆竹には前述のような文言が付されていたが、丸兆竹は似たような形状ながら何も書かれることなく、また卜占の際に中臣に折られることもなく、ただ卜占の場に立てられていたのである。この丸兆竹について『宮主秘事口伝』はその図を示し、その横に「准二御体一兆竹也」との注を付し、また『新撰亀相記』供奉御体御卜之方条でも「丸竹一隻〈長八寸、不レ差レ節、以擬二御体一、〉」とある。つまり丸兆竹とは即ち天皇の玉体そのものを示すものであり、丸兆竹が特に何に用いられることもないのに、さも意味あり気に象徴的に立てられたのもこれに起因するのであった。天皇

の玉体を示す丸兆竹が折られることがないのも当然であり、五本の平兆竹の要素が示す世界観と接続し、またこれらを内包するという意味での玉体（＝丸兆竹）という想定を念頭に置いていたと思われるのである。

四、御体御卜の変遷

それではここで御体御卜の時代ごとの変遷を大まかに確認したい。まず御体御卜の前身と考えられる孝徳天皇白雉四年に開始された「夏冬二季御卜」であるが、その前提として六世紀半ばに亀卜の技術が日本に導入されていたという事実があったことは既に述べた。またそもそも天皇（大王）の諸々のことについて、その都度単発の卜占が亀卜のみならず様々な方法で行われていたであろうことは想像に難くなく、白雉四年になってこれが年に二度定期的に行われるようになったと考えられる。その後数代の天皇が神の祟りに脅かされ、朱鳥元年に天武天皇が祟りによって崩御してしまうという一大事件を通して、今後このようなことが起こらないよう持統朝頃から祟りを周期的に予見する恒例行事としての御体御卜が行われるようになったと思われる。

それから約九十年後の宝亀三年（七七二）段階には明確に「御体御卜」の語が使用されているが、その間に亀卜を行う卜部の中でも特に天皇の玉体に近侍した大宮主が、慶雲元年（七〇四）に長上官となり、さらに養老三年（七一九）に把笏を許されるなど着実に地位を向上させている。これには宮主が御体御卜を主導して行ったこととの関連が指摘できよう。この宝亀三年正月十三日付太政官符は御体御卜の明確な初見記事ではあるが、その細部まで見てみると第一章で述べた御体御卜の流れとは若干体裁が異なったものであることに気付く。この官符は第一章で示した文書処理上の流れのうち（Ⅲ）と同系統のものと考えられているが、これを『類聚符宣抄』巻第一の天暦六年十二月十日付の太政官符やその他の文書と比較してみたい。すると第一に祟る神が『朝野群載』所収の奏文に見られるような多くの祟りの列挙があるわけではなく、山背国の二座の神だけと極めて少ないこと。第二にその神々への対処方法が祓使の発遣ではなく神田や神戸・幣帛の奉献となっているということ。第三に官符の発給月日が奏上日と同日ではなく年をまたいだ翌月になっているということ、といった違いがあることがわかる。これについて小坂氏は「この段階ではまだ政務手続きが完備されていなかったの

であろうか。ただ別系統のものという解釈も可能かもしれない。」と詳述を避けている。一方で井上氏は、「これが宝亀二年十二月の御卜のすべてであった可能性もあるが、その内容はむしろ個別の祟りに対処するものとみる」べきとしており、このような宝亀と天暦の間の隔たりは、御体御卜の奏上が、天皇が紫宸殿に出御して行われる形式から不出御で左近陣を経由して行う形式になったことに起因するとみている。というのも第二章で示した『三代実録』元慶八年（八八四）十二月十日条から明らかなように、承和年間（八三四～八四八）のある段階から既に御体御卜奏上儀への天皇出御は行われなくなってしまっていたのである。[16]

井上氏は神祇官の中臣官が天皇の出御する紫宸殿に上がり天皇へ直接奏上を行った承和以前には、大臣もそこに同席して中臣官の読奏する奏文を逐一確認し、また中臣官とともに勅許を受けたため（Ⅰ）と同じ内容を記す（Ⅱ）の応永十六年解文のような文書は必要なかったとする。その代わりに神祇官は個別の祟りに対処する解文を作成して、[17]これに対してその奉行を命ずる「宝亀三年正月十三日太政官符」のような官符を得た。さらに「承和以前には、宝亀三年官符と同様の文書が、対処すべき祟りの数だけ作成されたことを想定」できるとするが、その理由については述べておらず、またこの頃の対処方法が祓使発遣でなく神田・神戸等の奉献であることの理由も述べてはいないが、本官符の発給が正月十三日となったのはこのような神田や神戸の手配に時間を要したためとしている。一方、承和以降に天皇が紫宸殿に出御しなくなると、神祇官の作成した奏文は中臣官に読み上げられることなく、左近衛陣を経由して内侍、もしくは蔵人を介して天皇に奏上されるという形式になる。このとき太政官が天皇出御時の紫宸殿でのようにその内容を確認することがないため、神祇官は応永十六年解文のようなすべての祟りをまとめて記載したものを太政官に提出したのである。これは本解文に「奏聞既訖」とあることからもわかる。

そこで井上氏の説に従い、宝亀三年正月十三日太政官符とその後の御体御卜の文書との違いの理由を推測してみよう。宝亀年間には御体御卜で祟る恐れありとして卜合される対象の神々が『朝野群載』所収の奏文が作成された頃よりも少なく、そのために解文や官符も諸国ごとに個別に作成できたと考える。これについては小倉慈司氏も「官社が『延喜式』巻九・十に記されるような数に達したのは九世紀後半の貞観年間のことであって、八世紀段階の官社数はそれよりもかなり少なかったことが想定されている。」としている。[18]また祟りへの対処方法については、その主体が少ないためそれぞれの対象に神田や神戸を奉献することが可能だったのではないだろうか。

これはあくまで憶測に過ぎないが、やがて卜合される神々の数が災害や天変地異の増加など様々な理由により承暦・康和の奏文に記載された祟りの数にまで増加して（伊勢神宮を除いて、承暦：十五ヶ国四十六座、康和：十二ヶ国四十五座）、奏上も承和以降に左近陣を経由する形式になると、奏文と同じ内容で全ての祟りの主体を一通の文書としてまとめた陣解文を提出するようになった。またそれら全ての対象に神田（土地）や神戸（人）を充てることが物理的にも不可能となったことから、諸国に祓使を発遣し祓を行うことで済ませるようになったと考えるのである。その前提には『類聚三代格』巻一の延暦二十年（八〇一）五月十四日太政官符で定められたような罪ごとに応じた祓の階級の規定が関係したと考えられる。

井上氏によれば、御体御卜は本来天皇の玉体の接続する世界全体を対象とする規模の大きなものであったろうことは先に述べたが、これは果たして成立当初からのものだったのだろうか。人々の思考の対象となる範囲が自分を中心として段階的に拡大・発展していくであろうことから考えてみても、恐らく成立当初の御体御卜（もしくはその前身）は天皇の玉体にかかる祟りのみを対象にしたものであったと考えられる。これは「御体御卜」を「おほみま」即ち「（天皇の）大御身」についてのトいと訓じることからもわかる。これがいずれかの段階で天皇と国家がある種一体であるような考え方が進み、天皇への神の祟りが国家全体に影響を及ぼしかねないという認識が起こるにつれて、御体御卜の対象が天皇個人から国家全体に拡大したのだろう。ではこのような規模の拡大はいつ頃起こったのだろうか。これについて未だ確かなことは不明であるため詳述を避けることとするが、小坂氏は「奈良時代には天皇と伊勢神宮をみる段階から全国規模の諸社をみる段階に発達」して、桓武朝になって平兆竹が用意されたとし、また西本昌弘氏は「「諸蕃賓客入朝」に関わる祟りというのは、外国使節がさかんに来朝した七～九世紀でなければ問題にならない」[19]としている。しかし先述のように御体御卜がかくも大規模に行われたというのは、あくまで奏文の表記からの推察であり、それが実際に行われたという史料は現存していない。そのためここでは実際に行われたか否かはどうであれ、五本の平兆竹の存在を鑑み、御体御卜が少なくとも理念としては天皇を中心とした世界全体を対象としていたとしたい。

平城天皇の大同元年（八〇六）になると、平城天皇によって御体御卜の火数、即ち卜占の回数が大幅に削減されるという事態が起こる。これは御体御卜の実施規模の縮小ということになろうが、『新撰亀相記』供奉六月十二月御体御卜火数事条には「惣四十八火〈吉

哉廿四火、凶哉廿四火、〉去延暦以前所レ灼吉哉八十火、凶哉八十火、惣一百六十火、　神祇大副従五位上大中臣朝臣智治麿、大同元年奉二楊梅天皇　詔一〈平城天皇也、楊梅者山陵、〉為二四十八火一、」とあり、確かに延暦以前の計百六十火から五分の一の計四十八火まで削減されている。これは官庁の統廃合や年中行事の停止など政治の立て直しを意欲的に行った平城天皇には考え得ることである。井上氏は御体御卜が天皇を中心とする世界全体を対象とした大規模なものから、天皇の玉体の平安を探る平兆竹一本に卜問が収斂したとするならば、この火数削減と同時期であろうとする。しかし大規模な御体御卜が平兆竹の記述だけに留まるものであり、そもそも実際に行われることのなかった理念的なものであったとするならば、これは平城天皇が御体御卜の実態に則して火数を削減した妥当な改革であったとも思われる。[20]

続く嵯峨天皇の弘仁年間（八一〇～八二四）になると、大同年間以前に十一日に行われていた奏上儀が十日に変更になる（同じく『新撰亀相記』に「大同以前、十一日奏レ之、而今、十日奏レ之、」とある）。これが『本朝月令』所引の「弘仁式」逸文記載の規定となり、そのまま後の『貞観儀式』や『延喜式』につながる形式となった。つまり御体御卜が現在も『延喜式』などで確認できる形式へと一応の完成を見たのは、弘仁年間になってからであり、それはその他の年中行事・儀式の成立とも共通するものがある。

その後、天長七年（八三〇）に『新撰亀相記』が卜部遠継によって撰述された。笹生氏はこれを卜部の地位向上及び亀卜の権威づけと関連されている。[21]このように卜部が徐々に地位を向上させる中にあって、承和年間には卜部平麻呂が遣唐使とともに入唐を果たしているが、岡田荘司氏はこの人物を亀卜道宗家となる卜部氏の発展の基礎を築いた人物と考察された。[22]さらに承和年間は先述の通り、御体御卜奏上儀に天皇が出御しなくなった時代でもあった。その理由は定かではないが、本奏上儀は神祇官の中臣官にとって唯一、紫宸殿に昇殿し天皇の御前で奏上をすることができるという大きなステータスを示すことのできる場であり、不出御によってそれが行われなくなったことは、相対的に卜部の地位向上へとつながった可能性があった。

その後の御体御卜については制度上の大きな変遷はあまり見られることがなくなったが、先述の天暦六年（九五二）の太政官符に明らかなように、この時までに祟りを為す主体として陰陽道的要素が導入されていた。時代がかなり下って康安二年（一三六一）に成立した『宮主秘事口伝』には、その祟りの種類として土公祟・水神祟・行幸祟・御膳過祟・竈神祟・北辰祟・鬼気祟・御身過祟・神祟・

霊気祟の十種類が挙げられており、実にバリエーション豊富に祟りが語られるようになっていたことがわかる。またこの『宮主秘事口伝』の記述によると、御体御卜の結果が卜占を行う宮主や卜部の間で交わされる口伝の約束によって、ある意味恣意的に操作されており、既に実質的な卜占の機能を失った文字通りの形式的な年中行事として行われていたことがわかる。これは人々の祟りに対する意識に何らかの変容があったことによるものと考えられ、そのようなことから御体御卜は応仁の乱以降行われなくなったまま、遂には復興されることなく途絶えてしまったものと思われる。

以上、各時代の史料を改めて年代順に整理して御体御卜の変遷を概観したが、これによって御体御卜はその時々で意味合いを微妙に変容させながら行われてきたことがわかる。特に御体御卜が天皇と国家との関わりの中で非常に大規模なものとして行われた可能性があることは非常に重要な論点であると思われ、これについては今後も検討を重ねる必要があると思われる。

おわりに

以上、本論では御体御卜の成立と変遷について考察してきたが、最後にその要点をまとめておきたい。

◎御体御卜の最も重要な性格は、天皇の玉体及び御在所が、向こう半年間祟りに見舞われる恐れがあるか否かについて、毎年六月と十二月に周期的に予見するというものである。祟りありとされた場合、さらにその主体となる神や原因となる人々を探り、結果を天皇に奏上して、神祇官と太政官の文書の手続きの末に各所に祓使が派遣された。

◎従来の先行研究においては、『古語拾遺』孝徳天皇白雉四年（六五三）の「夏冬二季御卜」の記述を以て御体御卜の成立とされているが、「祠官頭」が一時的なものであったとされることから、このとき開始された御卜も臨時的かつ事後的なものであった可能性がある。

◎「夏冬二季御卜」は御体御卜の前身であり、孝徳～天武天皇までの四代の天皇が神の祟りを受け、場合によってはそれによって崩御したことも想定できることから、持統朝頃に恐ろしい祟りを事前に防ぐ策としての恒例の御体御卜が成立したと考えられる。

◎『朝野群載』所収の御体御卜奏文の記述や『新撰亀相記』『宮主秘事口伝』記載の五本の平兆竹、また丸兆竹の存在から、御体御卜が本来は天皇を中心とする世界全体を対象とした大規模なものであった可能性が窺える。

◎その後、御体御卜は卜部の地位や天皇及びその他の人々の祟り観の移り変わりとともに、次第にその規模や内容を変遷させた。特に承和年間の奏上儀への天皇不出御はその後の変遷にも大きな変化を及ぼしたと考えられる。

今回、七世紀以降の史料と代表的な先行研究を中心に、その論点や残された課題を整理してきたが、御体御卜は依然として空白部分が多く、また史料上の制約も多いため、非常に難解なテーマであるといえる。しかし古代における天皇と神の関係、また天皇と国家の関係を理解する上で御体御卜は欠かせない重要なテーマでもある。今後はこれが六月と十二月に行われたことの意味や、同月に行われた神今食や月次祭、その他の祭祀・行事との関係などについて考察を試みたい。

注

（1）安江和宣「御体御卜に関する一考察」（『神道祭祀論考』神道史学会、昭和五四年）。以下、安江氏の見解は本論文による。

（2）このような文書の処理と内容に関する詳しい研究としては、小坂眞二「御体御卜と陰陽道」（『東洋研究』第一七八号、平成二二年）がある。以下、小坂氏の見解は本論文による。

（3）なお国史大系本では「内印」とされているが、『養老公式令』天子神璽条に「（前略）内印、〈方三寸、〉五位以上位記、及下二諸国一公文、則印、（後略）」とあり、本官符は神祇官に対して下されるものであるため、「外印」の誤りであると思われる。

（4）弥永貞三「大伴家持の自署せる太政官符について」（『日本古代の政治と史料』高科書店、昭和六三年）。なお、弥永氏は本論文以前に昭和二六年より「大伴家持の自署ある文書」（『日本歴史』四二号）を初めとしてこの官符についての研究を行っている。

（5）岡田荘司「天皇と神々の循環型祭祀体系―古代の祟神―」（『神道宗教』一九九・二〇〇号、平成一七年）。

(6) 東野治之「大化以前の官制と律令中央官制」(『日本歴史』三六二号、昭和五三年)。
(7) 西本昌弘「八世紀の神今食と御体御卜」(『続日本紀研究』三〇〇号、平成八年)。
(8) 神澤勇一「弥生時代、古墳時代および奈良時代の卜骨・卜甲について」(『駿台史学』三八号、昭和五一年)。
(9) 笹生衛「考古資料から見た古代の亀卜・卜甲と卜部」(東アジア恠異学会編『亀卜―歴史の地層に秘められたうらないの技をほりおこす』臨川書店、平成一八年)。
(10) 小倉慈司「律令制成立期の神社政策―神郡(評)を中心に―」(『古代文化』六五巻三号、平成二五年)。
(11) 東野氏前掲論文。
(12) 岡田莊司「天皇祭祀と国制機構―神今食と新嘗祭・大嘗祭―」(『國學院雑誌』九一巻七号、平成二年)。
(13) 坂本太郎・家永三郎・井上光貞・大野晋校注『日本書紀(五)』岩波書店、平成七年。
(14) 『宮主秘事口伝』は五本の平兆竹を図示し、その注で「来十二月ノ朔日ノ兆竹面ニハ、天皇自二此十二月一、至二于来年六月一止書レ之也、」とするが、「此十二月」から「来年六月」までだと七ヶ月間となって半年を超過してしまうし、七月から十二月までという記述に対応しなくなってしまうため注意が必要である。また同様の平兆竹の記述を持つ『新撰亀相記』では「天皇自二此六月一至二于来十二月十日一平安御坐哉」となっているなど表記に揺らぎが見える。
(15) 井上亘「御体御卜考―古代日本の亀卜―」(武光誠編『古代日本の政治と宗教』同成社、平成一七年)。以下、井上氏の見解は本論文による。
(16) 承和年間に天皇が御体御卜奏上儀へ不出御となる前後での本儀の次第の変化については、拙稿「御体御卜奏上儀の復元的考察」(『延喜式研究』三〇号、平成二七年)に詳述した。
(17) なお、このような個別の祟りに関する神祇官の解文は現存していない。
(18) 小倉氏前掲論文及び同「八・九世紀における地方神社行政の展開」(『史学雑誌』一〇三編三号、平成六年)。
(19) 西本昌弘「八世紀の神今食と御体御卜」(『続日本紀研究』三〇〇号、平成八年)。
(20) しかし『朝野群載』巻六所引の実際の奏文をみると、承暦の火数は計一六〇火、康和は計一八三火となっており、平城天皇の火数削減は反映されてい

ないことになる。これについては更なる検討が必要である。

(21) 笹生氏前掲論文。

(22) 岡田荘司「吉田卜部氏の成立」(『國學院雑誌』八四巻九号、昭和五八年)。